

# 第1章 総則

## 第1節 計画の目的

- この計画は、市域並びに市民の生命、身体及び財産を原子力災害（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第2条第1号に定めるものをいい、当該災害が生ずる蓋然性を含む。以下同じ。）から保護するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原災法に基づき、この計画を策定し、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の各防災関係機関及び原子力事業者（原災法第2条第3号に定める者のうち、隣接県に原子力事業所（原災法第2条第4号に定めるものをいう。以下同じ。）を設置する者をいう。以下同じ。）が、それぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して防災の万全を期するために必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する事項を定めるものである。

## 第2節 計画の性格

- この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づいて作成されている「釜石市地域防災計画」の「原子力災害対策」編として、釜石市防災会議が作成する計画である。
- この計画に定めのない事項については、「釜石市地域防災計画」（以下「本編」という。）の定めるところによる。

## 第3節 計画において尊重すべき指針

- 原子力災害対策における専門的・技術的事項については、原子力災害対策指針（原災法第6条の2第1項の規定により原子力規制委員会が定めるものをいう。以下同じ。）による。

## 第4節 防災関係機関の責務及び業務の大綱

### 第1 防災関係機関の責務

#### 1 市

市は、基礎的な地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施する。

#### 2 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるよう、勧告、指導、助言等を行う。

#### 3 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性及び公益性に鑑み、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

#### 4 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急措置を実施するとともに、市その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

#### 5 原子力事業者

原子力事業者は、原災法第3条の規定に基づき、原子力災害の発生の防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意をもって必要な措置を講ずる。また、県、市その他の防災関係機関の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

### 第2 防災関係機関の業務の大綱

#### 1 市、各防災関係機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

【本編・第1章・第6節参照】

#### 2 原子力事業者

機 関 名	業 務 の 大 綱
東北電力(株) 日本原燃(株)	(1) 原子力災害の発生の防止に関する措置に関すること。 (2) 原子力災害の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関すること。 (3) この計画に基づき、県、市その他の防災関係機関が実施する対策への協力に関すること。

## 第5節 災害の想定

### 第1 災害の想定

#### 1 原子力事業所内

- 本市は、原子力事業所が立地しておらず、原子力災害対策指針に示す「原子力災害対策を重点的に実施すべき区域」にも該当しないところである。
- こうした状況を踏まえ、原子力事業所における原子力災害の想定は、隣接県に立地する原子力事業所において、次に掲げる事象が発生したときとする。
  - (1) 原子力災害対策指針に示された警戒事態に該当する事象等（以下「警戒事象」という。）が発生したとき。
  - (2) 原災法第10条第1項に規定する事象（以下「特定事象」という。）が発生したとき。
  - (3) 原災法第15条第1項各号のいずれかに該当し、原子力緊急事態（以下「原子力緊急事態」という。）が発生したとき。

#### 2 原子力事業所外

- 原子力事業所外における原子力災害の想定は、市内での核燃料物質等の運搬中の事故（以下「事業所外運搬事故」という。）により特定事象又は原子力緊急事態が発生したときとする。

### 第2 隣接県に立地する原子力事業所

- 隣接県に立地する原子力事業所は、次のとおりである。

事業者名	事業所名	所在地
東北電力（株）	東通原子力発電所	青森県下北郡東通村
	女川原子力発電所	宮城県牡鹿郡女川町及び石巻市
日本原燃（株）	原子燃料サイクル施設等 ・ウラン濃縮工場 ・再処理工場 ・低レベル放射性廃棄物埋設センター ・高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター	青森県上北郡六ヶ所村